



独立行政法人 労働者健康安全機構

三重産業保健総合支援センター

事業案内



三重産業保健総合支援センターでは、働く人々の健康を確保するため、事業場で産業保健活動に携わる産業医、保健師、看護師、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健に関する研修や専門的な相談への対応などの支援を行っています。

また、地域の窓口として、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や労働者を対象に、労働安全衛生法で定められた産業保健サービスを提供する地域産業保健センターを運営し、支援をしています。

健康管理、作業環境管理や作業管理などを含めた総合的な労働衛生管理の進め方についての相談などを一元的に受け付け、ワンストップサービスで企業内での産業保健活動への総合的な支援を実施しています。

企業の明るい未来のために

働く人の「こころ」と「からだ」の健康を無料でサポート！

皆さまのご利用をお待ちしております。



産業保健総合支援センター

産業保健スタッフ向けサービス

三重産業保健総合支援センターでは、事業場での産業保健活動に携わる産業医、産業看護職、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を行っています。

産業保健関係者に対する専門的研修等

産業医、保健師、看護師、衛生管理者等を対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。研修スケジュールは当センターホームページでご確認ください。※研修参加には事前のお申し込みが必要です。



産業保健関係者からの専門的相談対応

産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等に豊富な経験を有する専門スタッフが、産業保健に関する様々な問題について、窓口、電話、メール等でご相談に応じ、解決方法を助言しています。また、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も実施しています。



メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問

専門スタッフ(保健師、社労士等)が事業場に訪問し、心の健康づくり計画の作成やストレスチェック制度の導入・職場環境改善に関する実地相談、管理監督者や若年労働者を対象とするメンタルヘルス教育などを行っています。



治療と仕事の両立支援

治療中の労働者が就労を継続するために、専門スタッフ(保健師、社労士等)が事業場を訪問し、両立支援制度の導入支援や患者(労働者)と企業との間の個別調整支援などを行っています。



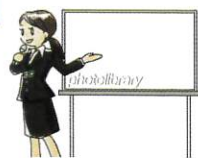
産業保健に関する情報提供・広報啓発

ホームページ、メールマガジン、情報誌を通じて、産業保健情報をお知らせしています。なお、「三重産保メルマガ」には特典も設けています。配信希望の方は当センターホームページからご登録をお願いします。



事業主・労働者に対する啓発セミナー

事業主を対象とした、職場における労働者の健康管理等の産業保健に関する啓発セミナーや、労働者を対象とした、労働者のメンタルヘルス、生活習慣病対策等のセミナーを実施しています。



地域産業保健センター

小規模事業場向けサービス

三重産業保健総合支援センターの地域窓口として、概ね労働基準監督署管轄区域毎に地域産業保健センターを設置しています。地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

*ご利用には事前の申込みが必要です。また、利用回数に制限があります。詳しくは、最寄りの地域産業保健センター(裏面参照)へお問い合わせください。

労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談

健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目(「血中脂質検査」「血圧の測定」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」)に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導などを行います。

また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。



健康診断の結果についての医師からの意見聴取

健康診断で異常の所見があった労働者に関して、その健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聴くことができます。(労働安全衛生法第66条の4)



ストレスチェックに係る高ストレス者や長時間労働者に対する面接指導

ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者や時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が面接指導を行います。(労働安全衛生法第66条の8、10等)



個別訪問による産業保健指導の実施

医師、保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。



提供するサービスは、すべて **無料** でご利用いただけます！

地域産業保健センター一覧

センター名	対象地域	住所	電話／FAX
桑名 (火・水・木)	桑名市・いなべ市 桑名郡・員弁郡	桑名市東方尾弓田3038 桑名医師会健康福祉センター2階	0594-25-3481 同上
四日市 (火・水・木)	四日市市・三重郡	四日市市西新地14-20 四日市医師会館内	080-9370-2042 059-352-8050
鈴鹿亀山 (火・水・金)	鈴鹿市・亀山市	鈴鹿市西条5-118-4 鈴鹿市医師会館内	059-384-0230 同上
津 (月・水・金)	津市	津市島崎町97-1 津地区医師会館内	059-227-5252 059-227-5263
松阪 (火・木・金)	松阪市・多気郡	松阪市白粉町363 松阪地区医師会館内	0598-21-3308 同上
伊勢 (火・木・金)	伊勢市・鳥羽市 志摩市・度会郡	伊勢市勢田町613-12 伊勢地区医師会館内	0596-26-1020 0596-23-6485
伊賀 (月・火・水)	伊賀市・名張市	伊賀市四十九町1929-42 伊賀医師会館内	0595-24-3613 0595-24-3409
東紀州 (火・水・金)	尾鷲市・熊野市 北牟婁郡・南牟婁郡	熊野市井戸町750-1 熊野市社会福祉センター内	0597-89-6039 同上

※ご利用できる時間は地域産業保健センターにより異なりますので、お問い合わせの上ご利用ください。



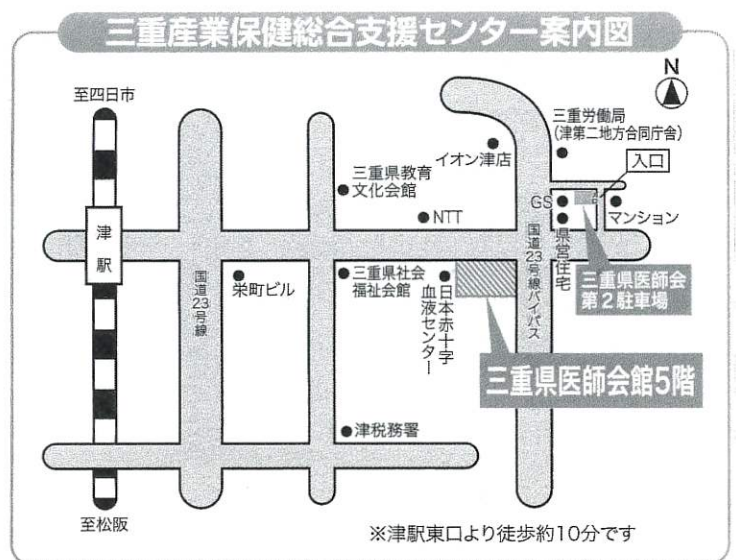
三重産業保健総合支援センターご利用時間

平日 8時30分～17時15分

(12時15分～13時を除く)

※電話相談の受付は9時15分～16時45分
でお願いします

※窓口相談は予約制となっております



独立行政法人労働者健康安全機構

三重産業保健総合支援センター(三重さんぽセンター)

〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目191番4 三重県医師会館5階

TEL:059-213-0711 FAX:059-213-0712

E-mail:mie-jooohas@mies.johas.go.jp URL:https://www.mies.johas.go.jp